

平成29年度：事業報告書

平成29年度香川県暴力追放運動推進センター（以下暴追センターという。）の公益目的事業を事業計画に基づき実施したが、その概要は次のとおりである。

1 広報啓発事業

県民に暴力排除意識の浸透を図り、暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識を普及させるため、行政機関・事業所（企業）・関係団体等に対する不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習、被害防止講演の実施及び広報媒体等の活用、視聴覚教材等の無料貸出並びに暴力追放街頭パレード、キャンペーンの実施等の広報啓発事業を推進した。

また、暴排活動に功労のあった個人・団体の表彰等により、暴排気運の高揚を図った。

【定款4条第1号、第2号関係】

広報啓発活動は、暴追センターの重要な公益目的事業の一つであり、香川県、香川県警察、香川県弁護士会、香川県防犯協会連合会及び香川県交通安全協会等の協力を得て、広く県民に対して暴排意識の高揚と浸透を図り、暴力団員等による不当な行為を防止するため、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を展開すると共に、不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習・被害防止講演及び暴力追放街頭パレード、キャンペーンを実施する等の各種暴排活動を積極的に推進して、成果をあげることができた。

また、9月8日には、約700名の参加を得て、5年ぶりとなる「暴力追放香川県民大会」を開催し、県民の暴排意識の向上を図った。

(1) 広報啓発事業実施状況と内容

① インターネットホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、高松空港出発ロビー座席への掲示、琴電瓦町駅待合ベンチへの広告に加え、郵便局の現金持ち帰り用封筒の設置、琴電車内へのチラシポスの設置等により、暴追センターの相談窓口等の周知を図った。

ア 暴力団員等による不当要求行為や迷惑行為の防止対策「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」の広報

イ 暴力追放三ない運動・プラス1「暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない」プラスワン「暴力団と交際しない」の広報

ウ 香川県暴力団排除推進条例の基本理念「暴力団を利用しない！暴力団に協力しない！暴力団と交際しない！」の広報

エ 高松空港出発ロビーの座席72脚の背面に暴追センターの相談受理のポスターを掲示

オ 琴電瓦町駅待合ベンチに暴追センターの相談窓口を表示しての広報

カ 琴電車両内広告スペースに相談窓口広告を設置

キ 高松南郵便局他3局に、暴追センター広告入り現金持ち帰り用封筒を設置



② 各種講習の実施と資料の配布、暴排ビデオの視聴

不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習・被害防止講演、暴排キャンペーン等の実施と、広報資料の配布・暴排DVD視聴等により、暴力排除意識の高揚と不当要求防止対策の周知を図った。

ア チラシ

- ・ 暴力からあなたを守る。まずは相談！
- ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集
- ・ 暴迫センターの広報「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」
- ・ 不当要求防止責任者講習の広報「あなたの事業所を暴力団から守る講習です。」
- ・ 暴力団から少年を守るための広報「甘い誘いはワナ！！」
- ・ 民暴相談のしおり
- ・ クレーマー対策について 他

イ ポスター・パンフレット

- ・ 暴力追放全国統一ポスター「社会の敵を一刀両断！」
- ・ 暴力団拒否～暴力追放三ない運動・プラス1
「暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない」「暴力団と交際しない」
- ・ 暴力団0（ゼロ）宣言！！
- ・ 住民の団結パワーで暴力団追放！ 他

ウ 小冊子

- ・ 不当要求防止責任者教本
- ・ 暴力団情勢と対策
- ・ 企業対象暴力の現状と対策
- ・ 行政対象暴力の現状と対策
- ・ 不当要求防止責任者教本
- ・ 暴力団の介入を防止するために「暴力団排除条項活用のススメ」
- ・ イラストで見る暴力団等に対する基本的対応要領 他

エ ポケットカレンダー

- ・ 香川県最優秀賞ポスター、標語の部全国優秀賞「暴力団 入らずみんなで 暴力断」

オ ビデオ

- ・ 暴力団排除～絶対に負けません～
- ・ 暴力団排除「入札妨害・就労支援」
- ・ 不当要求の手口と対応「迷惑電話&クレーマー編」
- ・ 不当要求防止責任者の役割と講習概要 他

③ 暴力追放ポスター、広報紙、刊行物の配布

ポスター、チラシ、小冊子等不当要求防止対策資料を不当要求被害者、行政機関、地域・職域暴排団体、賛助会員等に配布

④ 「暴迫センターだより」の配布

暴迫センターの活動状況、最近の暴力団情勢、不当要求の手口及び対応要領等を掲載した広報紙「暴迫センターだより」143号・144号を作成して、暴排団体、関係機関、賛助会員等に配布

⑤ 全国センターの広報紙「全国センターだより」の配布

「全国センターだより」第82号、第83号、第84号、第85号を賛助会員等に配布

(2) 暴力追放ポスター・標語優秀作品の展示

平成29年10月2日～10月6日、県庁ロビーにおいて、優秀作品（ポスター9点、標語9点）を展示

(3) 表彰関係

警察庁長官表彰 (H29. 7. 14)	暴力追放功労	弁護士 松本修二
全国暴追センター会長表彰 (H29. 7. 14)	暴力追放功労 (金賞) (銅賞) (職員)	弁護士 藤本邦人 弁護士 佐々木寿徳 相談委員 藤井 修
管区警察局長表彰 (H29. 11. 28)	暴力追放功労 (個人) (団体) (団体) (団体) (団体)	弁護士 河野賢一 善通寺交通安全・暴力追放経営者協議会 香川県旅客船事業暴力対策連絡協議会 朝日地区暴力追放連絡協議会 高松社交組合暴力追放連絡協議会
香川県暴追センター会長表彰 (H29. 5. 26)	暴力追放功労 (個人) (個人) (個人) (団体) (団体) (団体)	弁護士 香川友宏 弁護士 国領章弘 相談委員 藤井 修 香川県損保・警察連絡協議会 香川県トラック協会 四国開発建設株式会社
香川県暴追センター会長表彰 (H29. 9. 8) 於：暴力追放香川県民大会	暴力追放功労 (個人) (個人) (個人) (個人) (個人) (団体) (団体) (団体) (団体) (団体) (団体)	弁護士 森 浩之輔 暴力追放モニター 吉田 弘 暴力追放モニター 香川 信雄 元木建設株式会社 元木 隆 株式会社三好組 三好眞美子 高松空港通り振興会 丸亀スターボウル 香川県アミューズメント施設業者協会 関西ペイント販売株式会社四国販売部丸亀営業所 サード (株)
香川県暴追センター理事長感謝状 (H29. 7. 20)	暴追センターの運営に多大な協力	株式会社 エム・テック



暴迫ポスター優秀賞

最 優 秀 賞	高松工芸高校 2 年生	水野 志映
優 秀 賞	高松工芸高校 3 年生	寺井 沙帆
優 秀 賞	高松工芸高校 3 年生	西山 綾香
優 秀 賞	高松工芸高校 3 年生	裏山 菜月

暴迫標語優秀賞

最優秀賞 (全国優秀賞)	暴力団 入らずみんなで 暴力断	高松工芸高校 3 年生	中山 桂
優 秀 賞	暴力団 みんなで止める 加入の手	高松工芸高校 3 年生	土居 瑠華
優 秀 賞	ふりかえれ あなたを思う ひとがいる	高松工芸高校 2 年生	水野 志映
優 秀 賞	加入へと ゆれる心を 阻止する地域	高松工芸高校 3 年生	笈田 愛梨

(4) ホームページでの広報、暴排ビデオの貸出及び図書の斡旋

- ① 暴迫センターホームページ掲載内容 (<http://www.boutsui-kagawa.or.jp>)
 - ア 不当要求と防止対策について
 - イ 責任者講習実施について
 - ウ 公益目的事業計画について 他
- ② 暴排ビデオの無料貸出 45本
 - ア それでええんか!
 - イ 暴排のシナリオ
 - ウ 不当要求、クレームへの初期対応
 - エ 鉄の砦(行政対象暴力)
 - オ シャットアウト(行政対象暴力) 他
- ③ 暴排資料・図書の貸出し、配布、斡旋
 - ア 図 書
 - ・ 危機管理の法理と実務(民事介入暴力対策の新たな地平)
 - ・ 民暴対策Q&A
 - ・ 公務員のためのクレーム対応マニュアル
 - ・ 事例解説 教育対象暴力 他
 - イ 資 料
 - ・ 暴力団情勢と対策
 - ・ 行政対象暴力の現状と対策
 - ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集
 - ・ 暴力団排除条例で変わる市民生活
 - ・ 民暴対策とクレーム対応 他

(5) 暴力団排除・不当要求対策 ～ 暴排講演・講習実施状況

- ① 行政機関等に対する暴排講演・講習 ～ 22回 794名

【表1】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	H29. 5. 30	香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会	40
2	H29. 6. 2	香川県廃棄物不法処理防止連絡協議会	27
3	H29. 6. 16	香川県土木部不当要求防止対策研修会	72
4	H29. 6. 28	高松市住宅課職員不当要求防止研修	21
5	H29. 6. 28	高松市住宅課職員暴排研修	21
6	H29. 6. 30	香川県社会福祉担当者研修会	15

7	H29. 7. 5	高松市住宅課職員不当要求防止研修	21
8	H29. 7. 6	観音寺市不当要求防止責任者講習	46
9	H29. 7. 12	高松市生活福祉課不当要求防止研修	70
10	H29. 7. 25	香川県暴力団排除推進協議会	85
11	H29. 8. 8	高松市役所職員対象不当要求防止研修	56
12	H29. 8. 28	香川県職員不当要求防止責任者講習	27
13	H29. 8. 29	香川県職員不当要求防止責任者講習	37
14	H29. 9. 26	四国地方整備局不当要求防止責任者講習	47
15	H29. 10. 1	三木町職員対象不当要求防止責任者講習	24
16	H29. 10. 31	多度津町職員不当要求防止責任者講習	45
17	H29. 1. 18	生活保護における暴力団排除連絡協議会	21
18	H29. 1. 23	四国少年院暴排講習	30
19	H29. 1. 24	高松矯正管区職員対象暴排研修	12
20	H29. 2. 6	香川県社会福祉担当者研修会	11
21	H29. 2. 8	香川県多重債務者対策協議会	19
22	H29. 2. 21	善通寺市職員対象不当要求防止責任者講習	47
合 計			794

② 事業所等に対する暴排講演・講習 ～ 46回 2,461名

【表2】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	H29. 4. 25	高松空港通り振興会総会	13
2	H29. 4. 26	高松南部飲食業組合通常総会	20
3	H29. 4. 28	企業対象不当要求防止責任者講習	25
4	H29. 5. 9	宅地建物取引士法定講習	80
5	H29. 5. 17	香川県銀行警察連絡協議会総会	36
6	H29. 5. 29	企業対象不当要求防止責任者講習	44
7	H29. 5. 30	企業防衛協議会総会	50
8	H29. 6. 21	香川県証券警察連絡協議会総会	22
9	H29. 6. 28	香川県証券業協会新入社員暴排研修会	40
10	H29. 6. 30	香川県遊技業協会総会	25
11	H29. 7. 4	香川県公益事業・警察連絡協議会	31
12	H29. 7. 12	郵政職員対象不当要求防止責任者講習	69
13	H29. 8. 2	日立製作所不当要求防止責任者講習	64
14	H29. 8. 9	(株)サンコー暴排講習	22
15	H29. 8. 21	企業対象不当要求防止責任者講習	43
16	H29. 8. 23	建設業協会小豆島支部講習	32
17	H29. 8. 25	安全運転管理者暴排講習	200
18	H29. 9. 6	安全運転管理者暴排講演	75

19	H29. 9. 12	宅地建物取引士法定講習	60
20	H29. 9. 13	香川県銀行警察連絡協議会実務担当者勉強会	30
21	H29. 9. 14	香川県生保警察連絡協議会	24
22	H29. 9. 22	西日本高速道路(株)不当要求防止対策連絡会	80
23	H29. 10. 18	J A香川県不当要求防止責任者講習	150
24	H29. 10. 19	安全運転管理者暴排講演	150
25	H29. 10. 23	済生会病院暴排研修	100
26	H29. 10. 26	(株)大林組反社会的勢力排除研修会	60
27	H29. 11. 9	安全運転管理者暴排講演	100
28	H29. 11. 10	香川県公益事業・警察連絡協議会情報連絡会	50
29	H29. 11. 21	J Tグループ企業防衛研修	40
30	H29. 12. 1	企業対象不当要求防止責任者講習	44
31	H29. 12. 4	香川県遊技業組合暴排講演	90
32	H29. 1. 19	西日本高速道路エンジニアリング 不当要求防止責任者講習	31
33	H29. 12. 7	建設マネジメント四国不当要求防止責任者講習	41
34	H29. 12. 11	高松市建設業協会暴排大会	100
35	H29. 2. 17	香川県損保・警察連絡協議会総会	50
36	H29. 12. 15	建設マネジメント四国不当要求防止責任者講習	26
37	H29. 1. 10	宅地建物取引士法定講習	100
38	H29. 1. 16	J A香川県不当要求防止責任者講習	42
39	H29. 1. 19	香川県銀行協会不当要求防止責任者講習	28
40	H29. 1. 24	日本政策金融公庫暴排研修会	23
41	H29. 1. 26	香川県銀行協会不当要求防止責任者講習	53
42	H29. 2. 15	香川県公益事業・警察連絡協議会情報連絡会	22
43	H29. 2. 16	香川県証券警察連絡協議会実務担当者勉強会	20
44	H29. 3. 14	日本自動車連盟対象不当要求防止責任者講習	13
45	H29. 3. 15	香川県銀行警察連絡協議会実務担当者勉強会	30
46	H29. 3. 28	帝国データバンク反社対策セミナー	13
合 計			2,461

③ 各種暴排の講演・講習活動等は、不当要求防止対策資料を提供するなどして行政機関対象に22回794名、事業所等対象に46回2,461名に実施した。

④ 暴力排除意識の浸透と不当要求防止対策の講演・講習

香川県警察、香川県弁護士会（民事介入暴力問題対策委員会）、賛助会員等の協力を得て、行政機関及び地域・職域団体等の各種会議、研修会等における講演・講習内容

ア 暴力団対策法による「行政対象暴力」からの被害防止

イ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の要旨と対応要領

ウ 行政機関及び地域・職域団体等に対する暴力団員等による不当要求行為への対応要領

「行政対象暴力の現状と対策」「企業対象暴力の現状と対策」を活用

エ 安全運転管理者講習～交通事故に起因した暴力団等の不当要求防止対策

- オ 公営・民営浴場からの「暴力団」、「入れ墨」排除の継続
- カ 暴力団三ない運動・プラス1「暴力団を利用しない 恐れない 金を出さない」・「交際しない」の周知
- キ 香川県暴力団排除推進条例の概要と基本理念である「暴力団を利用しない、協力しない、交際しない」の浸透
- ク 暴力団等の資金源封圧対策として「暴力団に金を得させない、暴力団に金を隠させない、暴力団に金を持たせない」の「新暴力追放三ない運動」の周知
- ケ 民暴被害者等に対し、暴追センター標語「暴力は、恐れず、迷わず、すぐ相談」により、「駆け込み寺」としての役割周知 等

(6) 暴力団排除街頭パレードとキャンペーンの実施 ～ 4回 (三町ドーム、丸亀町商店街等)

- ① H29. 7. 3 社会を明るくする運動の啓発と街頭パレード
- ② H29. 10. 27 中野町暴力追放住民会議と街頭パレード
- ③ H29. 10. 30 暴力団排除推進旬間開始式と街頭キャンペーン
- ④ H29. 11. 29 瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議と街頭パレード

2 相談・助言(支援)事業

【被害の救済及び予防支援対策】

暴力団員等による不当要求行為の被害者、少年及び暴力団離脱希望者に対する相談・助言(支援)については、暴追センターを「暴力団等相談の駆け込み寺」として位置付け、面接・電話対応等により実施したほか、出前形式の「無料民暴弁護士出張相談所」を2カ所開設し、相談活動を積極的に推進した。

地域・職域団体における暴力団員等の不当要求行為防止責任者に対する講習会では、弁護士を交えての質疑応答の時間を設けるなど、実効の上がる対策を実施した。

【定款第4条第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・7号関係】

(1) 暴力団等の排除と不当要求行為の防止のため、講演会・研修会等での相談・助言(支援)事業の実施状況

- ① 地域、職域で結成されている暴排組織・団体(企業)等が開催する総会・研修会等において、暴力団員等の不当要求への対応要領について、暴力団排除用の各種小冊子、DVD等を配布、視聴して、暴排講演・講習等を実施し、参加者から相談等を受理した。
- ② かつて対立抗争事件を起こし、現在も活発な活動をしている指定暴力団の組事務所を地区内に有する「瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議」や地区内での暴力団員による拳銃使用殺人事件の発生を契機に結成された「中野町暴力追放住民会議」の総会・定例会(毎月)において、暴力団情勢等の情報交換や資料の提供等、地域に根ざした暴排活動を推進した。
- ③ 「瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議」、「中野町暴力追放住民会議」が、地区の枠を超えた「暴力追放街頭パレード」を実施した際、各種暴排ポスター・チラシ等を提供(配布)して、暴力排除意識の高揚を図り、各種支援を実施した。

(2) 地域暴排組織の支援・活動状況 ～ 23回 464名

- ① 瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議
毎月第1水曜日の定例会で情報交換
H29. 6. 21 瓦町駅周辺地区暴力追放会議総会(築地コミュニティセンター)
H29. 11. 29 瓦町駅周辺地区暴力追放会議パレード(田町交番前)

- ② 中野町暴力追放住民会議
毎月第1金曜日の定例会で情報交換
H29. 5. 19 中野町暴追住民会議総会（ルポールさぬき）
H29. 10. 27 中野町暴追住民会議暴排パレード（三町ドーム）
- ③ 高松空港通り振興会
H29. 4. 25 高松空港通り振興会総会（浜海道）
- ④ 高松南部飲食組合・高松南署管内飲食組合・風俗営業防犯協力会総会（観翠）

(3) 暴力追放相談の受理と助言解決活動状況

① 相談・助言受理件数の推移

暴追センターが最重要事業として取り組んでいる暴力団員等による不当要求行為等の被害相談の受理は、暴追センター設立（平成4年）以降、逐年増加傾向にあり、ここ数年間は800件～1,000件台となっている。

これは、平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の浸透や、平成23年4月1日に「香川県暴力団排除推進条例」が施行され、企業等が暴力団等反社会的勢力との関係遮断を図るための相談が増加したためと考えられる。

平成29年度の相談総受理件数は、902件（前年比－16件）であった。この相談総受理件数のうち、92.7%（855件）を短期間に解決している。

② 解決要因

ア 香川県警察組織犯罪対策課をはじめ各警察署の支援、「香川県警察機動暴力対策班」による民暴事案現場への出動、事件検挙と被害者保護等の諸対策による。

イ 香川県弁護士会民事介入暴力問題対策委員会の弁護士約40名を「暴力追放相談委員」に委嘱し、民事的な事案に対する支援を受けたことによる。

ウ 民暴弁護士による毎月第2・第4火曜日の無料相談、年度2回の無料出張相談を実施し、複雑な事案への対応を図っていることによる。

③ 相談・助言受理件数の推移

【表4】

年度	H4	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29（前年比）
面接	161	332	369	530	567	631	705	656	844	616	620	487（-133）
電話	56	253	269	280	221	211	182	167	159	182	176	149（-27）
文書	0	12	4	17	17	17	8	42	80	161	122	266（+144）
合計	217	597	642	827	805	859	895	865	1,083	959	918	902件（-16）

① 月別相談受理件数 【表5】

月	H29年度	H28年度	月	H29年度	H28年度
4	83	56	10	54	88
5	56	64	11	104	106
6	82	82	12	62	89
7	64	66	1	61	81
8	82	55	2	85	84
9	102	65	3	67	82
小計	469	388	合計	902	918

⑤ 不当要求別相談内容 【表6】

	不 当 要 求 行 為	合 計	暴力団	暴力団 関係者	えせ同和 行為者	えせ右翼	その他
1	機 関 誌 購 読 要 求 行 為	1				1	
2	寄 付 金 ・ 賛 助 金 の 要 求 行 為	8	2			3	3
3	物 品 購 入 の 要 求 行 為	2	2				
4	架 空 請 求 要 求 行 為	5					5
5	因 縁 を つ け て の 要 求 行 為	64	3			9	52
6	債 務 履 行 要 求 ・ 高 利 取 立 要 求 行 為	39				1	38
7	融 資 の 要 求 行 為	59	1			1	57
8	紳 士 録 の 登 録 な ど 要 求 行 為						
9	製 品 の 欠 陥 等 の 要 求 行 為	1	1				
10	損 失 補 填 の 要 求 行 為	6					6
11	交 通 事 故 に 絡 む 不 当 要 求 行 為	33	1				32
12	示 談 交 渉 に 介 入 し た 損 害 賠 償 要 求 行 為	0					
13	街 宣 活 動 予 告 等 に よ る 不 当 要 求 行 為						
14	挨 拶 の 要 求 行 為	0					
15	下 請 け 契 約 不 当 要 求 行 為	36					36
16	騒 音 ・ 環 境 等 の 迷 惑 料 要 求 行 為	0					
17	競 売 そ の 他 の 執 行 行 為 へ の 介 入 要 求 行 為	2					2
18	公 共 工 事 の 受 注 入 札 等 要 求 行 為	0					
19	許 認 可 等 の 決 定 等 要 求 行 為	0					
20	生 活 保 護 費 等 の 公 的 給 付 要 求 行 為	0					
21	公 共 料 金 等 不 払 い 要 求 行 為	1					1
22	行 政 サ ー ビ ス の 提 供 要 求 行 為	0					
23	組 事 務 所 立 退 き	3	3				
24	離 脱	12	5	1		1	5
25	そ の 他	630	108	14		48	460
	合 計	902	126	15	0	64	697

⑥ 相談者の職業別の状況 【表7】

区分 業種別	要求の内容〔合計〕																									
	1 機 関 誌 購 読 要 求 行 為	2 寄 附 金 ・ 賛 助 金 の 要 求 行 為	3 物 品 購 入 の 要 求 行 為	4 架 空 請 求 要 求 行 為	5 因 縁 を つ け て の 要 求 行 為	6 債 務 履 行 要 求 ・ 高 金 利 取 立 要 求 行 為	7 融 資 の 要 求 行 為	8 紳 士 録 の 登 録 な ど 要 求 行 為	9 製 品 の 欠 陥 ・ 不 適 切 な 対 応 等 に 対 す る 要 求 行 為	10 損 失 補 て ん の 要 求 行 為 ・ 交 通 事 故 以 外	11 交 通 事 故 に 絡 む 不 当 要 求 行 為	12 示 談 交 渉 に 介 入 し た 損 害 賠 償 要 求 行 為	13 街 宣 活 動 予 告 等 に よ る 不 当 要 求 行 為	14 挨 拶 の 要 求 行 為	15 下 請 け 契 約 要 求 行 為	16 騒 音 ・ 環 境 等 の 迷 惑 料 要 求 行 為	17 競 売 そ の 他 執 行 行 為 へ の 介 入 要 求 行 為	18 公 共 工 事 の 受 注 入 札 等 要 求 行 為	19 許 認 可 等 の 決 定 等 要 求	20 生 活 保 護 等 の 公 的 給 付 の 支 給 要 求 行 為	21 公 共 料 金 等 不 払 い 要 求 行 為	22 公 共 サ ー ビ ス の 提 供 要 求 行 為	23 組 務 所 立 ち 退 き	24 離 脱 等	25 そ の 他	
農業・林業・漁業	12				2					1																9
鉱業・製造業	17	3			4						1														1	8
建設業	84	2			15	5									35										1	26
不動産業	37																							1		36
産廃業	3					1																				2
公益事業	60				3						1										1			2	1	52
運輸業	9					3																				6
貸金業																										
警備業	5				1	1																				3
卸業・小売業	32	1		1	15	1																				14
飲食店業	15		1		1	2																				11
金融・保険業	297				6	1	59			4	29						1									197
旅館ホテル業	4																								1	3
パチンコ業	1																									1
ゴルフ業	2																									2
サービス業	82	1			2	9	4			1	1	1				1		1							1	60
娯楽業	2																									2
風俗営業業	2	1				1																				
その他の産業	4					2																				2
国家公務員	10																								3	7
都道府県職員	116	1			3																				1	111
市町職員	20			1	2																					17
教職員	1																									1
学生	1										1															
無職	42				2	10																			3	27
不明	13		1	1	1	2																				8
その他	31					6																				25
合計	902	1	8	2	5	64	39	59	0	1	6	33	0	0	0	36	0	2	0	0	0	1	0	3	12	630

☆ 相談者の職業別では、金融・保険業、公益事業、建設業、サービス業からの相談が多い。
 ☆ 行政機関（国、県、市、町）からの相談件数は、昨年に続き増加傾向にある。

⑦ 相談を端緒にした県警察に対する支援要請、事件検挙、中止命令等

相談事案の内、県警察に対して事件化に向けての相談、相談者、被害者に対する保護要請等を実施したものは49件であった。

その内、暴追センターへの相談を端緒として警察で事件検挙したものは5件9名であった。(昨年対比 +5件、+9名)。

- ・傷害事件 1件1名
- ・電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件 1件4名
- ・詐欺事件 1件2名
- ・恐喝未遂事件 1件1名
- ・恐喝事件 1件2名

また、中止命令発出は1件1名(脱退妨害1件)であった。(昨年対比+1件、+1名)

⑧ 民暴弁護士無料相談等

ア 民暴弁護士による無料相談(毎月第2、第4火曜日午後)は、相談者の精神的不安を除去し、対決意欲を高めての解決ができ、好評を得た。

イ 民暴弁護士案件として対応依頼した相談件数は、49件(昨年対比-20件)であり、いずれも適切な対応により解決を図った。

(4) 民事介入暴力出張相談所の開設

平成29年11月1日(水)、11月8日(水)に、県下2箇所では民事介入暴力出張相談所を開設し、14件、19人からの相談を受理した。

(5) 暴力団離脱・社会復帰支援対策

① 暴力団からの離脱と社会復帰を図るため、平成29年11月2日(木)に、高松公共職業安定所、高松刑務所等13団体による香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会総会を開催した。

また随時、高松刑務所入所中の受刑者の中で、暴力団からの離脱を希望している者に対し、離脱に向けての面接指導を実施した。

② 暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定(広域連携協定)への加入(11月30日加入)

平成28年2月、暴力団離脱者の社会復帰を目的に結成された14都道府県の暴力団離脱・社会復帰支援協議会が、相互の連携を密にして離脱者の就労の実現に向けた支援を行い、社会の一員として更生させることを目的に「広域連携協定」を締結。

当センターでは「香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会」における加入承認を得て、11月30日加入した。(11月30日時点での全国加入都道府県数27都道府県)

③ 離脱・就労成功事例～暴力団から離脱し、就労を希望する者からの相談に基づき、警察本部と連携して組織から完全に離脱させた上、高松保護観察所等と連携して稼働先を紹介し、現在も継続稼働中。(3件3名)

④ 口座開設支援

暴力団離脱者の銀行口座保有のための金融機関等との交渉等を行った。

⑤ 暴力団離脱者への経済的支援

暴力団離脱者一時援助費支給（1件1名 3万円）

(6) 少年に対する暴力団の影響排除と相談受理時の指導・助言状況

- ① 少年に対する暴力団への加入阻止、組員の離脱促進及び更生援助・就職支援の指導・助言
- ② 四国少年院在監少年に対する暴力団加入阻止等に関する助言指導
- ③ 高松刑務所の受刑者に対する暴力団離脱と社会復帰教育については、専務理事が「篤志面接委員後援会理事」として支援した。

3 講習、研修事業

【不当要求による被害防止対策】

暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の浸透・定着化を図るため、不当要求防止責任者に対する講習及び少年指導委員に対する研修を実施した。 【定款第4条第7号、第10号関係】

(1) 不当要求防止責任者講習実施状況

香川県公安委員会からの受託事業として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条により事業所が公安委員会に届け出た「不当要求防止責任者」に対し、県警察、民暴弁護士と暴追センターが一体となって不当要求防止責任者講習を実施した。

① 選任時講習・定時講習実施状況

【表8】

年度別	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施回数	24回	24回	24回	25回	23回
受講者総数	742事業所	906事業所	850事業所	1,011事業所	1,033事業所
選任時講習 (事業者数)	14回 (440事業所)	20回 (679事業所)	13回 (473事業所)	10回 (473事業所)	12回 (572事業所)
定時講習 (事業者数)	10回 (302事業所)	4回 (227事業所)	11回 (377事業所)	15回 (538事業所)	11回 (461事業所)

年度別	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	開始以来延数
実施回数	23回	22回	22回	23回	545回
受講者総数	978事業所	1,172事業所	1,102事業所	1,076事業所	19,980事業所
選任時講習 (事業者数)	17回 (682事業所)	19回 (853事業所)	21回 (980事業所)	19回 (817事業所)	365回 (13,738事業所)
定時講習 (事業者数)	6回 (296事業所)	3回 (319事業所)	1回 (122事業所)	4回 (259事業所)	180回 (6,242事業所)

② 選任時講習

選任時講習は、暴力団対策法の規定により国、県、市等の行政機関、建設、運輸、不動産、サービス業等の企業内において選任し、公安委員会に選任届がされた不当要求防止責任者を対象に19回817事業所に対して実施した。

③ 定期講習

定期講習は、選任時講習後おおむね3年が経過している不当要求防止責任者を対象に4回259事業所に対して実施した。

ア 行政機関の役職者及び職員に対しては、行政対象暴力に対する「関係省庁の申し合わせ事項」と、平成24年8月1日公布の暴力団対策法の一部改正による行政対象暴力からの被害防止内容の浸透と定着化を図るため、「行政対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

イ 各企業の責任者に対しては、平成19年6月の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せの「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の更なる浸透と定着化を図るため、反社会的勢力関係遮断の「チェックリスト」等を活用して、「企業対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

クレーマー社会の出現に伴い、各事業所に対するクレームが多発していることに鑑み、「クレーマー対策」と「有事の対応要領」を盛り込んだ講習は、「対応の基本、要領が分かった。」と好評を得ている。

(2) 暴力追放モニター及び暴力追放相談委員等の合同研修会

平成30年1月25日、高松東急REIホテル会議室において、暴追センターの相談事業の活性化を図るため、香川県警察組織犯罪対策課長、香川県弁護士会民暴委員長を招いて、暴力追放モニターと暴力追放相談委員(保護司・少年指導委員)の合同研修会を開催し、暴力団等排除意識の高揚、連携を強化した。

① 暴力追放相談委員及びモニター合同研修内容

ア 挨拶

- ・ 香川県警察本部組織犯罪対策課長挨拶
- ・ 暴追センター専務理事挨拶

イ 講演

- ・ 香川県弁護士会民事介入暴力問題対策委員会委員長
演題～「反社会的勢力からの不当要求防止対策要領」

ウ 暴排ビデオ視聴

- ・ 「暴力団排除（入札妨害・就労支援）」

エ 協議検討・意見交換

- ・ 協議検討では、暴力追放相談委員(保護司、少年指導委員)及びモニターから、地域における活動状況並びに意見要望等について報告を受け、協議検討を行った。

4 助成、貸付事業

【救援対策】

暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止し、また、暴力団員等の不当な行為による被害者に対して見舞金等を支給し、民事訴訟の支援等の救援を行う事業であり、民事訴訟支援を積極的に実施して解決を図った。

【定款第4条第6号、9号関係】

(1) 被害者に対する見舞金の支給状況

被害者に対する見舞金の支給はなかった。

(2) 民事訴訟支援状況

① 年度別訴訟支援状況

【表 9】

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
訴 訟 数	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	2	5	6	0	2
勝訴(和解)	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	1	6	3	2	2

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	累計
訴 訟 数	4	2	2	2	2	3	2	1	2	9 2 件
勝訴(和解)	2	3	2	2	3	3	2	1	1	9 0 件

① 民事訴訟支援 継続 2 件

- ア 不動産取引をめぐる違約金等請求事件
- イ 建物明渡等請求事件

③ 訴訟費用の貸付

訴訟費用の貸付はなかった。

④ 差し止め請求関係業務

暴力団事務所付近の住民等から委託を受けての暴力団組事務所への使用差し止め請求事案はなかった。

(3) 地域・職域の暴力追放組織に対する暴力団追放活動助成金支給状況

中野町暴力排除住民会議等 5 件 1 6 万円

5 調査、資料収集事業

【効果的な広報啓発、不当要求行為防止活動対策】

暴力団員等による不当な行為の防止に関する知識の普及、思想の高揚を図るための広報啓発及び地域・職域における暴排講習・講演活動等を効果的に実施するため、調査、資料収集及び各種研修会への参加等により、本事業を推進した。

【定款第 4 条第 1 号、第 11 号関係】

調査及び資料収集事業については、全国暴追センター会議、四国ブロック弁護士会民暴対策委員会等への参加、香川県警察、香川県及び他府県暴追センターとの情報交換、暴力団情勢の調査及び資料収集を行い、その内容を各事業に反映させた。

(1) 暴力団等の排除、予防に資するための調査と資料収集

暴力団等に関する情報収集、効果的な暴排活動については、行政機関・事業所等に対する、「不当要求防止責任者講習」の実施要領、暴力団員による不当な行為の手口と対応要領及びセンター業務全般についての調査・研究活動を行った。

① 香川県暴力団排除推進協議会（7 月 2 5 日：警察本部 6 階大会議室）

暴力団情勢、暴排施策の推進状況報告

講演 ～「悪質クレマー対策」～暴力団対応も含めて～中井克洋弁護士

② 香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会（5 月 3 0 日：警察本部 6 階大会議室）

相談業務担当機関暴力団排除・情報交換

③ 暴力団離脱・社会復帰支援協議会総会（1 1 月 2 日：東急 REI ホテル会議室）

「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定（広域就労支援協）」加入の承認、離脱・就労指導要領の協議等

- ④ 生活保護における暴力排除連絡協議会（1月18日：県庁本館12階会議室）
 - ア 最近の暴力団関係相談について
 - イ 実務担当者による協議
 - ⑤ 平成29年度えせ同和行為対策関係機関連絡会（高松法務局人権擁護部主催：11月22日 サンポート合同庁舎南館1階会議室）
 - エセ同和行為に関する情報交換等
 - ⑥ 平成29年度香川県多重債務者対策協議会（2月8日：県庁本館12階会議室）
 - 多重債務問題改善プログラムの対応状況について
 - ⑦ 四国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会（11月8日：四国管区警察局）
 - 暴追センター活動上の問題点・対策、事例発表等
 - ⑧ 四国地区暴追センター研修会（7月21日：愛媛県警察本部）
 - 各県の暴力団情勢、各県センター活動状況等
 - ⑨ 平成29年度民暴四国ブロック協議会（2月23・24日：高知会館）
 - ア 講演「四国管区内の暴力団情勢について」四国管区警察局広域調整第一課補佐
 - イ 講演「国土交通省地方整備局との不当要求対策の連携について」森谷長功弁護士
 - ウ 講演「資金源（ブラックマネー）遮断運動の展開と展望」田村 裕弁護士
 - ⑩ 暴追センター研修会
 - ア 全国暴力追放運動中央大会（11月28日：明治記念館）
 - イ 全国相談員・責任者講習担当者研修会（5月10日：グランドヒル市ヶ谷）
 - 協議～「各県暴追センター活動事例等」
 - 講演～「新しい暴力団対策について」全国暴力追放運動推進センター専務理事田中法昌
 - ウ 第26回愛媛県暴力追放県民大会（11月16日）
 - ⑪ 暴力団追放石川県民大会・民事介入暴力対策金沢大会（7月14・15日 金沢市 ホテル日航金沢）
 - 協議事項「反社会的勢力との契約解消～暴排条項の活用を中心として～」
 - ⑫ 香川県警察との連携強化を図るための事業活動（12月14日）
 - 知能犯・暴力犯捜査専科生に対する講義
 - 「企業・行政対象暴力事案の現状と不当要求防止対策について」
- (2) 暴力追放モニターを運用しての調査と資料収集
- モニターの運用にあつては、地域・職域における活動状況及び暴力団等からの不当要求及び民事介入暴力等暴力団情報の通報を受け個別に対応している。
- ① タクシー会社、ホテル、料理店等に対しての職場指導の実践と調査・資料収集
 - ② 暴力団組事務所に対する監視活動の実践による調査・資料収集
 - 暴力団組事務所の特異動向の監視と違法駐車対策における通報等について
- (3) 「平成29年暴力追放香川県民大会」（暴対法施行、暴追センター設立25周年記念大会）の開催
- 平成29年9月8日、高松市玉藻町のレクザムホール（香川県民ホール）において、香川県警察、香川県弁護士会との共催による暴力追放香川県民大会を開催。（前回の県民大会は平成24年11月6日）
- 大会には、県知事、県議会副議長、公安委員会委員長、香川県弁護士会会長、香川県警察本部長をはじめとして、賛助会員、地域・職域暴排団体、企業、事業者の方々等約700人が参加し、盛大に開催され、暴排意識の高揚を図ることができた。
- 特別講演は、日弁連民事介入暴力対策委員会元委員長の篠崎芳明氏を迎えて、「反社会的勢力への対応」との演題で、講演をいただいた。

6 公益事業実施のための財源に係る賛助会員入会・退会状況

暴力団員等による不当な行為の防止と被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会を実現するための当センターの活動に賛同され、平成29年度に新たに入会された会員と、支店の統合・合併等により退会された会員は次のとおりである。

① 新規会員

13会員（個人 10会員・企業、団体 3会員）

（資料 8：平成29年度新規加入賛助会員名簿のとおり。）

② 退会会員

20会員（個人 18会員、企業・団体 2会員）

③ 会員累計数

【表10】

平成29年度は、企業・団体73会員、個人441会員、合計514会員である。

区 分	加 入	退 会	平成29年度	平28年度
企業・団体	3	2	73 (+1)	72
個 人	10	18	441 (-8)	449
計	13	20	514 (-7)	521

④ 賛助会員証の交付

暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会の実現のための当センターの活動に賛同された新規会員に対し、会員証等を交付した。

7 理事会、評議員会等の開催

第1回臨時評議員会 平成29年 4月 5日 （評議員、理事の選任）

第1回臨時理事会 平成29年 4月11日 （代表理事の選任）

第1回定時理事会 平成29年 5月26日 （副会長他役員を選任、平成28年度事業報告、収支決算等の承認等）

第1回定時評議員会 平成29年 6月13日 （平成28年度事業報告、収支決算等の承認等）

第2回臨時評議員会 平成29年 7月10日 （理事の選任）

第2回臨時理事会 平成29年 7月19日 （代表理事の選任）

第3回臨時評議員会 平成29年 8月 1日 （理事の選任）

第3回臨時理事会 平成29年 8月10日 （代表理事の選任等）

第2回臨時理事会 平成30年 3月 9日 （平成30年度事業計画、収支予算書の承認等）